

ダンス営業の規制緩和にあたり

クラブとクラブカルチャーを守る会

はじめに

昨年来のダンス文化推進議員連盟の活動や、内閣府の閣議決定を受けて、ダンス営業に関わる規制の緩和がいよいよ現実味を帯びて参りました。しかし、ダンスミュージック関連の営業は、地域環境、風俗環境への悪影響をポテンシャルとして抱えています。ですから、我々ダンスミュージック関連の営業を営む者は、今こそ規制緩和に馴染むよう、営業の改善努力が必要であり、そのことを業界で確認し合いましたので、ここにその意思を表明いたします。

規制緩和のメリットとリスク

メリット

- ・ 高校生のダンスパーティーや国際的な場で飲食とダンスを楽しむ機会の実現など文化的な側面
- ・ 利用者の増加や新規参入の促進による雇用増や税収増、エンタテインメントの充実により海外観光客の流入増など経済的な側面
- ・ グレー営業の脱却により反社会勢力のつけ込む際の排除や警察との連携など犯罪防止につながる側面

リスク

- ・ 営業者の増加によりダンスミュージック関連営業固有の問題の増幅
- ・ 参入障壁の低下によりモラルの低い事業者が登場する可能性



業界として対処
することが必要

国と地域のメリットを最大化し、業界の努力によって
リスクを最小限に留めるのに適した法改正案が必要

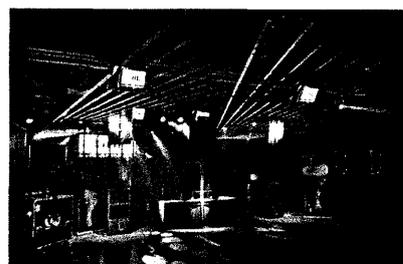
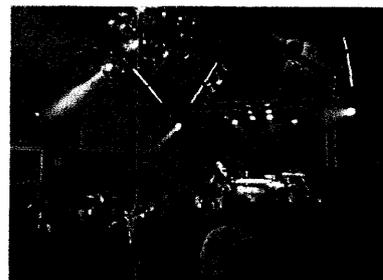
多様なダンスミュージック関連営業

- ・ ナイトクラブ 大音量 + 本格的なダンス設備 + 飲食
- ・ 音楽バー 大きめの音量 + 飲食
- ・ 音楽レストラン 音楽 + 飲食
- ・ 非常態営業 開催内容はケース・バイ・ケース

次ページ以降にて詳しく解説

ナイトクラブ

営業面積数十坪から数百坪まで大小様々あり、本格的な防音対策を施した上で店内ではかなり大音量の音楽が流れている。ダンスフロアと呼ばれる、基本の照度が低く、演出照明などを施したダンス専用のエリアがあることが特徴。店内には、他にテーブル席やバーカウンタなどもあることが多い。現行法では風営法の3号営業の許可を取得することが必要。



音楽バー/ラウンジ

家庭より大きな音量で飲食とともに音楽を楽しむ場所。総じてナイトクラブよりは規模が小さく、音量もナイトクラブほどは無いが、規模や音量に応じた防音対策は必要。ダンスフロアは持たないが、客が立ち話をしたり、音楽に合わせて身体をゆするなど自由に利用出来る、座席の無いスペースが設けられている場合も多く、これが「踊らせる設備」と解釈されれば、風営法に抵触する可能性がある。



音楽レストラン

例えば娘の誕生日にフレンチを楽しんだ後、父娘でワルツを一曲踊ることに。通常のレストランとの違いは、このために必要なスペースがテーブル間に確保されていることと、この行為を店舗側が制止しないこと。音量や照度に関しても前述の2つの営業形態よりは通常の飲食店に近い。しかし、このような行為が常態として行われていけば、テーブル間のスペースが「踊らせる設備」と解釈され、風営法に抵触する可能性がある。



非常態ダンス飲食営業

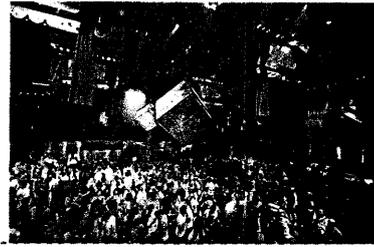
公民館を利用したダンスレッスン付きの昼食会や、学校の体育館を利用して飲食の模擬店とダンスパーティーを併設する場合、リゾート施設の一区画に音響機材を持ち込んだ仮設のダンスイベント会場で行う、所謂フェスティバルなど。規模、客層、内容、音量、飲酒の量など実に多種多様で、「単発の野外クラブイベント」などとひとくくりで定義は出来ない。しかし、ダンスと飲食を提供している以上、現行法上はグレーゾーン。



イメージして下さい



お父さんは大好きなビールとスルメで一杯…。10歳の息子は友人と熱々のたこ焼きを…。母と娘は焚き火の周りでフォークダンスを楽しんでいます。



上場したての社長は3本目のシャンパンを…。悪友二人はテキーラの飲み比べを…。ダンス中の若い男性は、近くの知らない女性にドリンクを一緒に飲まないかと声をかけています。

いずれのケースも「音楽」「ダンス」「お酒」が関わってきますが、果たして「18歳未満立ち入り禁止」「店外から見通せる構造の禁止」など、画一的な規制がふさわしいのでしょうか？むしろ、営業の内容に応じて、段階のある規制が必要ではないのでしょうか？

リスクの低い営業

緩い規制

厳しい規制

営業のリスクに見合った段階のある規制が必要

段階のある規制案

法改正後の区分案（現状の実態としての営業区分）

参考：現行法上の区分



営業区分	音楽レストラン営業	音楽バー営業	ナイトクラブ営業	非常態営業	3号営業	深夜酒類提供飲食店営業
現状	・レストラン	・バー ※視察していただいたクラブのダンスフロア以外のエリアのみの営業というイメージ	・JNCA加盟店 ・面積要件を満たさないためバー営業としている営業者 ※視察していただいたクラブなど	・法律で規定されていないもの、実績としては認められている。		
営業内容	食事の提供が主	飲料の提供が主	飲料の提供が主	イベント毎に別		
ダンス	○	○	○	○	○	×
深夜以外の営業	規制なし	規制なし	届出制		許可制	規制なし
深夜営業	届出制	届出制/許可制	許可制		禁止	届出制
面積	規制無し	9.5平米以上 100平米以下	現3号営業の半分（33平米）にする等、緩和により、音楽バーとナイトクラブの中間的な営業内容の事業者により規制が厳しい）ナイトクラブ枠で営業させることを促進可能	音楽レストラン、音楽バー、ナイトクラブ営業の基準に準拠した基準。 日中については届出、深夜については届出or許可。	66平米以上	9.5平米以上
立地	カラオケボックス程度	深夜酒類提供飲食店に準ずる	深夜酒類提供飲食店～現3号エリア	一時的な営業であるため社会的リスクが低いこと、構造要件を具備できないケースがありえることを加味し、届出/許可条件については例外措置も設ける。	規制あり	規制あり
保護対象施設	規制無し	深夜酒類提供飲食店に準ずる	規制の見直し		規制あり	規制あり
外部からの見通し	規制なし	規制なし	規制あり		禁止	—
照度	20ルクス以上	10ルクス以上	5ルクス以上		5ルクス以上	10ルクス以上
ダンスフロア ※演出照明などを施した本格的なダンス専用エリア	なし ※ただしコックがショーを披露するといった多目的ステージなどは可	なし	あり		あり	なし
音量	店内80dB以下	—	—	※騒音対策		
騒音・振動	条例に準ずる防音措置の徹底	条例に準ずる防音措置の徹底	条例に準ずる防音措置の徹底	※騒音対策		
年少者の立ち入り	条例に準ずる	22時以降、18歳未満立ち入り禁止	18歳未満立ち入り禁止 ※ただし22時まで保護者同伴なら可	条例に準ずる	18歳未満立ち入り禁止	—
監視カメラ	△（深夜営業）	○	○	—	×	×
年齢確認	△（深夜営業）	○	○	—	○	△
店内セキュリティ	×	○	○	—	×	×
店外清掃	○	○	○	—	×	×
店外スタッフ	×	△	○	—	×	×

地域の皆様とのお約束

ナイトクラブ営業・ミュージックバー営業に伴う
問題に対応するための自主規制ガイドライン

日本ナイトクラブ協会 JNCA

日本音楽バー協会 JMBA

クラブとクラブカルチャーを守る会 CCCC

参加団体

- ・日本ナイトクラブ協会 JNCA
→全国の風営店ナイトクラブ事業者団体
- ・日本音楽バー協会 JMBA
→東京を中心とした音楽飲食店による事業者団体
- ・クラブとクラブカルチャーを守る会 CCCC
→複数のクラブ系団体の連携や利用者の啓発を図る
DJやアーティスト主体の団体

ほか

自主規制ガイドライン

- ・ 店外／周辺地域の騒音やい集を防止
- ・ 年少者の非行と未成年者の飲酒／喫煙を防止
- ・ 店内／店外の酔客によるトラブルを防止
- ・ トラブルがあった際の苦情対応を徹底
- ・ 接待まがい行為の禁止
- ・ 利用者の啓発活動

→以上のような自主規制を徹底しています

**店外・周辺の騒音や
い集（たむろ）を防止**

店外にスタッフを置き、
マナーある帰宅を促してい
ます。



年少者の非行防止と 未成年者の飲酒・喫煙防止

入場するお客様に対して、
必ず、写真付きの
身分証明書の提示を
求めています。



店内・店外の酔客 トラブルの防止

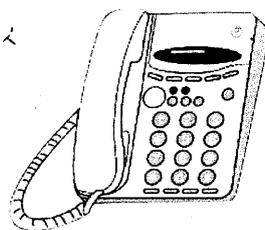
お酒は楽しく適量を。
酔っぱらいは店内のみならず
店外にも迷惑を広げます。

酩酊者には、
お酒を販売していません。



苦情受付窓口の設置

クラブに起因する
お困りのことが生じた際
気軽にご相談いただける
窓口を設置します。



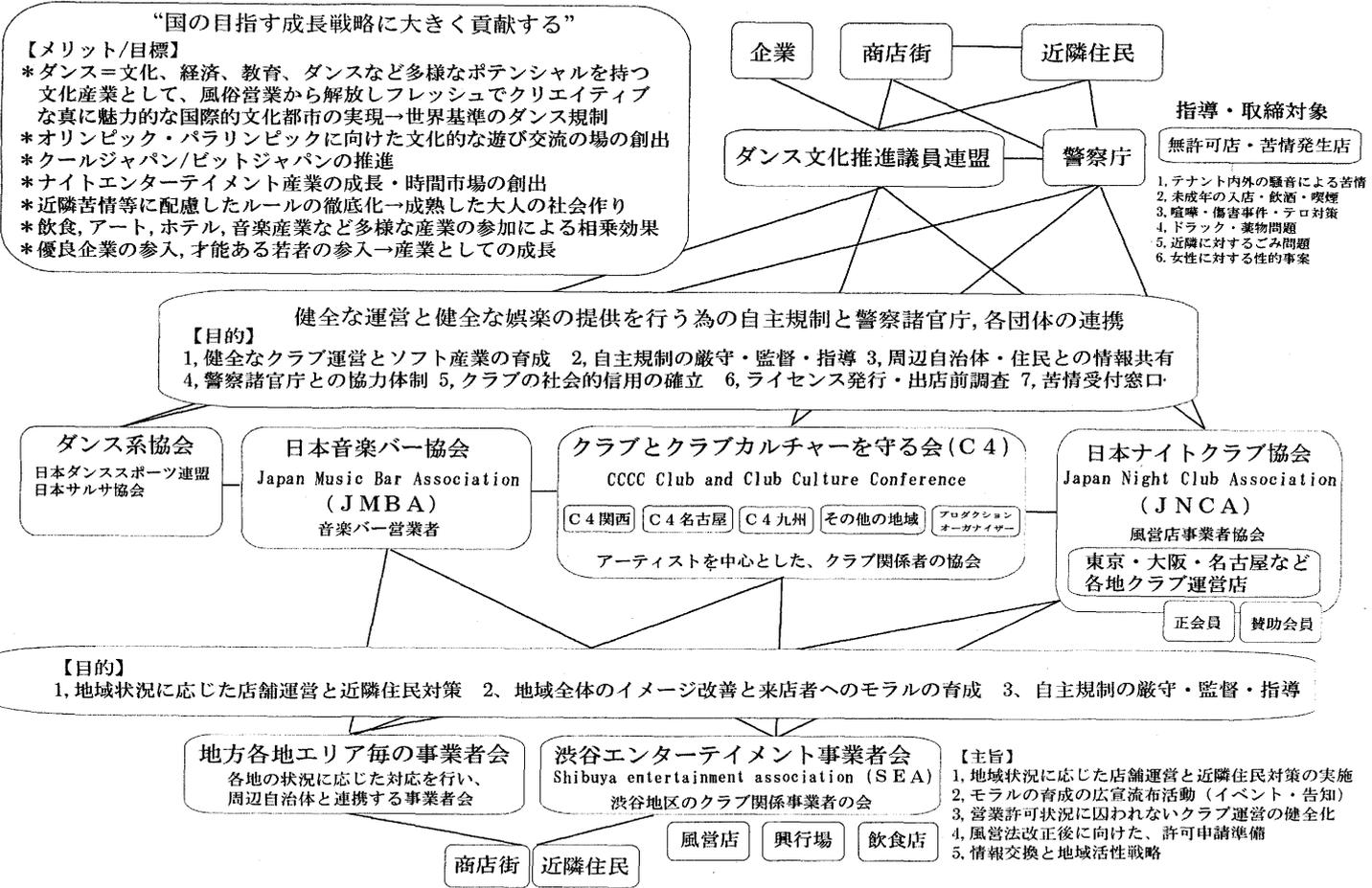
0120-9XXXXXX

来場者のマナー向上 啓発活動

営業者だけがどんなに努力
しても、環境全体は変わり
ません。利用者のマナー向
上にもつとめています。



風営法改正に向けた各団体の役割と連携関連図



平成 26 年 7 月 24 日

報 告 書

警察庁御中
有識者会議 御中

日本ナイトクラブ協会
代表理事 関口朋紀
弁護士 川井浩平
kk.shibuya13@gmail.com

冠省

有識者会議委員殿におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
日頃の活動、誠にご苦勞様です。

本書面におきましては、日本ナイトクラブ協会の概要、活動内容、今後の取
り組みを説明します。

併せて、僭越ではありますが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す
る法律」（以下、「風営法」と申します）の改正内容に関し、上申させていただきます。

第 1 日本ナイトクラブ協会について

日本ナイトクラブ協会（（JNCA）以下、「当会」と申します）は、
ナイトクラブに関する営業の一層の適正化、安全化を目的とし、2014 年
2 月 4 日に設立された事業者団体です。

当会の会員は、東京都下において営業を行う、風営法第 2 条 1 号又は 3
号の許可取得事業者であり、当会は平成 26 年 3 月 4 日、同法第 44 条に
基づき、警視庁に届け出済みの事業者団体です。

なお、平成 26 年 7 月 1 日現在、東京都下の許可取得事業者全 24 店舗
中、22 店舗及び名古屋、大阪の事業者が当会に加盟しています。

第2 日本ナイトクラブ協会の取り組みについて

1 自主規制基準の遵守（資料1）

- (1) ナイトクラブ営業においては、深夜に多くの人が集散し、飲食、ダンスをするという特質に伴う諸問題があることも認識しています。

当会では、下記に記載する諸問題を防止する為、店舗単体ではなく、事業者間で厳しい自主規制基準を設け、遵守を徹底しています。

また、事業者は、地域の一員でもありますので、近隣住民、近隣地域の方とも積極的に協議しています。

以下に、当会の自主規制基準に基づいた、取り組みを紹介します。

- (2) 年少者・未成年者の非行行為の防止に関して（自主規制基準第1条）

ナイトクラブに入店する際には、入り口において写真付き身分証明書による本人確認を徹底しています。写真付き身分証を提示できない場合あるいは年少者（18歳未満）である場合には、いかなる理由があっても入店を禁止しています。

また、未成年者が入店する場合には、その利用者の手の甲にスタンプを押す等の処置をします。これにより、店舗内での未成年者の飲酒・喫煙させないことを徹底しています。

- (3) 広く犯罪の防止に関して（自主規制基準2条から7条）

クラブ営業においては、ダンスに飲食を伴うことから、酔客による種々のトラブル（ケンカ、しつこいナンパ行為等）が発生する可能性があります。

当会においては、まず、入店時に酩酊常態にある者は入店させない。また、利用者が店舗内において、酩酊状態にならないように酒類の提供を断る、必要であれば、介護措置をとる、といった対応をしています。

また、仮に、万が一、違法薬物、危険ドラッグの持ち込みや利用が発覚した場合には、速やかに所轄の警察署に連絡をし、必要な情報を提供することを徹底しております。

未成年者の飲酒・喫煙を含め、犯罪もしくは犯罪に準じる行為を徹底的に排除するため、当会加盟店においては、店舗内の定められた位置に一定数以上の監視員（セキュリティー）を常時、配備しています。

(4) 地域との連携に向けた活動に関して（自主規制基準 8 条から 13 条の 2）

クラブ営業においては、深夜に多くの利用者が集散するため、利用者が店舗外で騒いで騒音を出す、といった近隣住民・地域への迷惑行為を防止する必要があります。

当会においては、店舗入り口またその周辺に監視員を配置することにより、近隣への迷惑行為を防止するよう徹底しています。

また、各地区ごとの会員が任意に団体を組織し、各地区の個別具体的な問題に対応しています。

2 事業者相互の問題意識を共有

また、当会においては、事業者相互が一丸となって上記問題に取り組む必要性から、月に一度は定時総会を開催し、事業者間の問題意識の共有に務めています。

さらに、名古屋、大阪の事業者も、当会に参加予定であります。実際に、今月になり名古屋の 7 事業者が当会に入会しました。今後は各地域の事業者団体との連携を含め、全国的な組織として組成していきます。新たにクラブ営業を行おうとする事業者に対しては、当会への加入を積極的に働きかけています。

第 3 法改正に向けた上申

1 営業時間規制に関して

提案： 現行風営法では営業時間を 24 時（地域によっては、条例で 25 時まで）となっていますが、（地域との協議を経た上で）30 時までとするよう上申いたします。

理由： 1 本年 6 月に閣議決定された風営法の改正の趣意は、内閣府・規制改革推進会議の提言（資料 2）を踏襲する形で行われました。

提言の概要は、まず、改正が必要な背景として、風営法により「ダンスを伴う営業」が実態にそぐわない過剰な規制を受けているため、優良企業が新規参入を見合わせるなど、健全なダンス文化やダンス関連事業の発展の支障になっている。2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定された中、ダンス文化を活用した魅力ある街づくりを進め、海外観光客を呼び込むためにも、風営法の早急な見直しが必要である、というものです。

2 現行風営法が制定された 60 年以上前に比べると、人々のライフスタイルも顕著に変化しています。

ナイトクラブの利用者は主に、23 時以降、食事を終えてからコミュニケーションの延長として各店舗に来店し、ダンスを楽しみます。23 時以降は、街のエンターテイメント、社交のハードウェアとして、ナイトクラブが機能しているわけです。

現在においては、ナイトクラブに対する利用者の需要(利益)は 23 時以降にあるといえます。

また、終電以降の帰宅できなくなった場合、街を徘徊するよりも、ナイトクラブに滞在したほうが安全だ、といった利用者の声があることも事実です。

このように、営業時間規制の緩和は、事業者のみならず、利用者の視点からも求められているといえます。

3 この点、営業時間に関し、現行風営法では 24 時までの営業しか認められておらず、ナイトクラブ営業の実情として、24 時以降は法律上の時間外営業という状態になっています。

時間外営業ということもあり、24 時以降の所轄の警察署との連携がとりづらい場合もあり、防犯上も行政との連携を十分に活用できていません。

当会では、厳しい自主規制基準を設け、遵守しておりますが、実態の営業時間に即した営業時間を法律上認めることにより、警察署との連携がより密になり、犯罪の予防に資することは明白であります。

4 また利用者の需要にあった営業時間を認めることは、新規参入事業者が増えるなど、ナイトエンターテイメント産業の発展に帰与することも付言します。

2 ナイトクラブ店舗内における遊興に関して

提案： クラブ店舗を利用した遊興をダンス以外にも一定の範囲で認めるよう上申します。

理由： 法改正趣意には、「ダンスを伴う営業」の活性化のみならず、広く「魅力的な街作り」の実現も趣意となっています。

この点、ナイトクラブは、一定の音響設備、フロア面積を備えており、多様なエンターテイメント(ダンスショーやライブ演奏)を人々に提供できる場(ハードウェア)でありま

す。

街作りにおけるナイトクラブのハードウェアを十分に活用するため、ナイトクラブ店舗を利用したライブ演奏、ダンスショーなども遊興の一つとして、ナイトクラブにおいて行うことができる、とすべきです。

各地域に散在する店舗を利用したコンサート等は、老若男女、多くの人々が身近に多様な文化に触れる機会を創出するものであります。

第4 最後に

最後に、当会としては、ナイトクラブが、人を惹きつける魅力ある街作りの一員として、特有の問題を把握、解決して、広く国民に、更に、オリンピック開催に向け、海外からのお客様に安心してエンターテイメントを提供する場にふさわしいよう、自主規制内容を、今後も時代の変遷に合わせ、柔軟に作成、改訂し、遵守徹底することを約します。

草々

日本ナイトクラブ協会 自主規制基準

本自主規制基準は、日本ナイトクラブ協会（以下、「JNCA」という）の会員であるクラブ事業者が遵守すべき事項を定めるものである。

本自主規制基準は、クラブが、利用者に健全な娯楽を提供し、地域社会との調和を図り、もって地域の文化的、経済的發展に寄与することを目的とする。

第1条（入店時のIDチェック）

会員は、利用者の入店時に、免許証等の写真付きIDチェックを行なわなければならない。

2 会員は、前項のIDチェックの際に、利用者が18歳及び19歳であることを確認した場合には、他の利用者と区別できるよう、18歳及び19歳の者の手の甲にスタンプを押す等の措置をとるものとする。

3 前項の場合において、18歳及び19歳の利用者において喫煙、飲酒等の触法行為が認められた場合、即刻、当該者を退店させ、以後の入店を禁止する。なお、本項において、必要が認められる場合には警察へ通報する。

第2条（酩酊者等の入場の制限）

会員は、前条のIDチェックの際に、入店しようとしている利用者が酩酊している等により他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある場合には、入店を拒否するものとする。

第3条（酩酊者等への酒類等の提供の禁止）

クラブ内において、歩行困難、酩酊状態または他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者を発見した場合には、以後の酒類等の提供を禁止し、適切な指導、介護措置を行うよう努める。また、従業員は、利用者が酩酊状態または他の利用者に迷惑をかける状態にならないようにするために足元がおぼつかない状態にある者に声掛けを行ったり、水を提供したりするなどの措置を

行うように努める。

第4条（違法薬物・危険物の持ち込み禁止）

違法薬物（いわゆる脱法薬物を含む。以下同じ）、危険物の持ち込み及びその利用を禁止する。従業員は、違法薬物等を使用している利用者を発見した場合には、その場でその使用を止めさせるとともに、所轄の警察署へ通報する。また、当該利用者については、以後の入店を禁じる。

第5条（店内外での各種トラブルの防止）

会員は、クラブ内での痴漢、スリ等の盗難、ケンカ等の暴力行為、違法薬物の売買、しつこいナンパ・勧誘といった犯罪行為や迷惑行為の防止に最大限の努力を行うものとする。万が一、上記の犯罪行為を発見した場合には、必要があれば、従業員は警察へ通報する。また、当該犯罪行為や迷惑行為を行った利用者については以後、入店禁止とする。

第6条（接待行為の禁止）

協会加盟店舗においては、接待を行わない。

2 前項の「接待」とは、以下のものを示す。

- 一 従業員等、店舗と雇用関係にある者あるいは店舗経営者が、特定少数の利用者に対し、談笑、遊技、飲食物の提供等を行う場合であって、歡樂的雰囲気醸成するもの。
- 二 特定少数の利用者が、店舗側の積極的な働きかけにより（当該利用者への対価の提供を含む）、他の特定少数の利用者に対し、談笑、遊技、飲食物の提供等を行う場合であって、歡樂的雰囲気醸成するもの。

第7条（監視員の配置）

会員は、店舗入り口、ダンスフロアその他フロアでの利用者同士のあらゆるトラブルを防止する為、別途定める基準により、1名以上の体制で監視員を配置する。

第 8 条（暴力団関係者等の排除）

会員は、暴力団関係者等の反社会的勢力をクラブに入店させてはならない。
また、反社会的勢力と一切の関わりを持ってはならない。

第 9 条（クラブ入り口周辺での利用者の適切な誘導）

会員は、利用者がクラブの入り口付近に滞留することによる騒音の発生を防止するため、速やかに場所を移動する等、クラブ周辺で利用者が騒がないような対策を取るよう努める。

第 10 条（客引き行為、勧誘行為の禁止）

会員は、東京都迷惑防止条例に定められた、風俗営業者の客引き行為の禁止、勧誘行為の禁止の遵守を徹底する。

第 11 条（補導活動への協力）

会員は、当該地域の少年補導員等との連絡を保ち、必要により補導活動に協力するよう努める。

第 12 条（地元商店街、近隣住民との親交）

会員は、地域社会の一員であることを自覚し、所轄の警察署と協力して、積極的に地域の活動に参加する等、地元商店街や近隣住民との親交を深めるよう努める。

第 13 条（会員相互の連携）

会員は、営業中であると否とを問わず、一定地域における他の会員と連携し、クラブ周辺のパトロール、清掃といった活動等を行い犯罪等の行為が認められると思料した場合には警察に通報するなど、クラブ周辺の環境が保たれ、クラブが地域社会の経済的・文化的発展に寄与するよう努める。

第 13 条の 2（地区ごとの連携）

前条の目的を達成する為、会員は本自主規制基準に定めるものの他、渋谷、

六本木、銀座地区の地域性を考慮した地区ごとの連携機関を設けるものとする。

第14条（新規参入事業者に関して）

会員は、新たに風営法の許可取得事業者として東京都下でクラブ事業を営む者に対して、当会への入会を促し、本自主規制基準の遵守の徹底を図る。この場合、新たに入会した者については、速やかに警視庁に届け出を行う。

第15条（法令の遵守）

会員は、本自主規制基準に定めるほか、各種法令を遵守し、犯罪の予防、未成年者の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止に努めるものとする。

以上

風俗行政研究会（有識者会議）委員のみなさま

「ダンス営業規制」の見直しについての要望書

2014年7月30日

Let's DANCE!署名推進委員会

Let's DANCE!法律家の会

私たち Let's DANCE 署名推進委員会、Let's DANCE 法律家の会は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風営法）にかかわるダンス営業の規制の見直しを求め、2012年より取り組みをすすめてきました。昨年の通常国会に提出した請願署名には、音楽家の坂本龍一さん、大友良英さんをはじめ、音楽・ダンス・アート・法曹界など多彩な分野から、220人の呼びかけ・賛同人が名前を連ね、全国47都道府県から約16万人が署名を寄せています。

いずれも、「ダンス営業の規制は時代遅れ」「よりよいダンスカルチャーを」という思いを込めた署名であり、意思表示でした。

昨年には、超党派の国会議員による「ダンス文化推進議員連盟」が結成され、風営法の「ダンス営業規制」の見直しをめざし、関係者からのヒアリングを重ね、議員立法のとりまとめをすすめていただきました。また内閣府の規制改革会議の創業・IT等ワーキンググループにおいて、同様のヒアリングや検討が行われ、「ダンス営業の規制緩和」を盛り込んだ答申が提出され、答申をふまえた規制改革実施計画が閣議決定されています。

これらは、風営法が業法として営業のあり方を規制するばかりでなく、利用者・国民の立場からみても、その利益を損なっている——という多くの国民世論をふまえた判断だと考えます。

「『ダンス』で規制するのはおかしい」という世論が広がっています

ダンス議連がとりまとめた改正案の概要においても、「緩和の理由」として「ダンスの立法事実であった売春事犯の多発という事実は確認されず」「酔客、騒音等の問題は…個別の規制で対応可能」「ダンスの意義が変化」などを明記しています。

さらに規制改革会議の答申では、「（風営法において）『ダンス』の定義が存在せず、その判断基準が曖昧」と指摘したうえで、「『ダンス』という切り口での規制は、クラブやその周辺での暴力沙汰、酔客による騒音等の問題に対する有効な解決方法となっているとは言い難い」と結論づけ、ナイトクラブ等を「風俗営業から除外した上で、深夜営業を可能とし、騒音等の各種問題に対して有効に対応できる新たな規制を導入すべきである」としています。またダンス教室等について、「風営法制定時とは異なり、様々なダンスが広く国民生活に浸透している現在において、ダンスをさせる営業が相変わらず風俗営業とされることに伴う諸規制は、国民の意識や営業実態と乖離した規制となっている」と指摘し、風俗営業からの除外を求めています。

ダンス議連も規制改革会議においてもこの間、関係者からのヒアリングや検討を重ね、「『ダンス』を規制するのはおかしい」「問題事象については別途、相応の規制をおこなうべきだ」というコンセンサスにいたったことは重要です。多くの世論をふまえた正当な結論であり、尊重すべきと考えます。

抜本的な改正こそ事業者・利用者の願いです

今年4月25日には、「許可なくダンスをさせた」として摘発された大阪のクラブ事業者の裁判で、無罪判決が言い渡されました（検察が控訴中）。判決文のなかで、許可が必要な「ダンス営業」を「性風俗秩序の乱れにつながるおそれが、単に抽象的なものにとどまらず、現実的に認められる営業」ときわめて限定したことは重要です。つまり大半の健全なダンス営業に対する規制は、違法であることが司法の場で明確にされたのです。

取締行政の現場において、いまだに「ダンス」の定義が曖昧です。上記判決にそくしても、「性風俗秩序を乱すおそれが」ある「ダンス営業」を、だれがどのように認定し、届出・許可の必要性を判断することができるのか——行政や事業者に無用の混乱を招き、結果として「無届け営業」「無許可営業」とされるグレーゾーンをさらに拡大することにつながる恐れがあります。

あわせて、「立地規制」や「面積要件」が、従来の「風俗営業」の枠組みのまま引き継がれようとするなら大きな問題です。「営業時間の延長」など規制緩和の恩恵が、実際にはきわめて限定されかねません。「グレーな無届け・無許可営業が広がってしまう」という懸念とともに、「せめて同様に音楽と飲食を扱うカラオケ営業なみに」という強い要望が寄せられています。

私たちは、風営法の枠内から「ダンス」規制を撤廃することこそ、合理的な解決の道だと確信します。その途上であっても、事業者や利用者の要望に寄り添った改正を強く求めるものです。

後世に残る改正に踏み出してください

今回の法改正をめぐり、国民的な議論がおこるなかで、従来は事業規模や業態の違いから連携するのが困難なダンスやクラブの関係者に、新たな対話や連携の動きが生まれています。

自主的な団体の設立や、コンプライアンスの強化、自主ルールの策定などに加え、地域住民のみなさんとの対話・協働、まちの一員として活気ある安心・安全なまちづくりへの参画など、「当事者」としての努力が始まっています。

言うまでもなく、ダンス文化はますます多様化し、教育現場にもダンスが取り入れられるなど、ダンスの文化的・経済的な重要性が増しています。2020年には東京オリンピックが開催されることから、音楽やダンスを生かしたまちづくり、「おもてなし」の具体化は急務です。

豊かなダンス文化と経済活動の享受、よりよい地域社会を形成する法的枠組みをつくりあげてこそ、後世に残る歴史的な改正となりうると確信し、以下要望いたします。

1. 風営法の規制対象から「ダンス」を削除してください。
2. 健全なダンス文化の推進や、営業・経済活動を活性化するためにも、大多数の事業者・ダンス関係者の要望に沿った改正・運用をはかってください。
3. 表現の自由、芸術・文化を守り、健全なダンス・文化発信の施策を拡充してください。

以上

風俗行政研究会ヒアリング

ダンス営業にかかる 風営法規制の見直しに関する意見 『NOON地裁判決』を中心に

2014年7月30日

Let's DANCE法律家の会事務局長

弁護士 西川研一

1 Let'sDANCE署名推進委員会

ダンス営業規制の見直しを求める署名活動

(2012年5月～)

呼びかけ・賛同人220名、署名約16万名分

2 Let'sDANCE法律家の会

Let'sDANCE署名推進委員会を法的にサポート



- ・「『ダンス』で規制するのはおかしい」との世論
- ・「ダンス文化推進議員連盟」取りまとめ
- ・「規制改革会議」見直しに関する意見

NOON訴訟大阪地裁判決

クラブNOONにおいて、ダンスをさせた罪
(3号無許可営業)で経営者金光氏に公判請求



営業内容は、許可が必要な「3号風俗営業」で
なかったとして、無罪言い渡し(検察側控訴)

＜判決理由＞

- ・ダンス営業規制の目的は性風俗秩序の乱れ防止
- ・職業選択の自由、表現の自由に関わる規制
- ・性風俗秩序の乱れにつながるおそれが現実的に起こりうるものとして実質的に認められることが必要
⇒ クラブNOONは、このような営業に当たらない

NOON判決が示したもの

- 1 規制目的・対象を限定解釈
→ 現行風営法及び規制実態に警鐘
- 2 ダンス営業規制目的は限定的
→ 振動騒音、粗暴事案発生、違法薬物など の
各種弊害は規制目的に含まれない
- 3 ダンス営業規制対象かどうかは諸般の事情を
総合して、事後的判断
→ 現場での判断は、事実上不可能



「ダンス基準」規制は時代遅れ、個別法規で対応
定義があいまいな類似基準での規制も同様

「ダンス営業」規制の抜本的改正を

- ・「ダンス営業」規制はあいまい、時代遅れ。
～ 行政や事業者は無用の混乱
- ・立地規制、面積要件などにより「規制緩和」を限定的になれば、グレー営業等の拡大危険
- ・弊害にはより実効的な個別法規対応が有効
- ・事業者自主規制、地域参加等の弊害防止



後世に残る歴史的改正を

風営法ダンス営業規制改正に関する要望書

平成 26 年 7 月 24 日

警 察 庁 御中
風俗行政研究会 御中

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク準備会

東京都港区六本木 3-18-12 ゲッツビル 2 階

Tel:03-6441-2760 Fax:03-6441-2761

斉藤法律事務所 弁護士

発起人代表兼事務局 斉 藤 貴 弘

東京都渋谷区広尾 5-9-9 プレステージ広尾 101

Tel:03-5792-5721 Fax:03-5792-5723

タイムアウト東京株式会社代表取締役

発起人 伏 谷 博 之

1 はじめに

クリエイティブ・ミュージック&カルチャー・オープンネットワーク(仮称・以下「CMC」といいます)とは、飲食、アート、音楽、ファッション、建築、デベロッパー、各種媒体など業界の垣根を越え、ダンスや音楽文化を活用して魅力ある街づくりを実践していくためのオープンネットワークです。多くの方々からの賛同を受け、正式発足に向けて準備を進めているところです。

以下では、ダンス営業の多様性、多岐に渡る文化的経済的ポテンシャルなどについてご説明するとともに、このような多様性に対応した風営法改正が実現するよう意見を申し上げます。

2 要望事項：ダンス営業の多様性に応じたきめ細やかな規制を

(1) ダンス営業の多様性、多岐に渡るポテンシャル

ダンス文化推進議員連盟は、関係事業者からのヒアリングを経て「既存のクラブ保護にとどまらない、より大局的な視点が必要であり、ダンス文化のポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりのために活用していくという発想が極めて重要」と提言しました。

ダンスや音楽といった世界中に広がり、支持を集める文化活動は、ナイトクラブだけに留まることなく、アートや飲食、ファッション、さらには、ITビジネスなどとも相互に結びつき、幅広い産業に影響を及ぼします。文化と経済、双方において、実験的で創造性に富んだイノベーションを起こし、都市のアイデンティティ形成と成長の原動力となります。

ダンス文化の持つ潜在的な可能性は極めて多岐に渡ります。文化的で魅力的、そして、成長できる都市づくりを実現するためには、ダンスや音楽に纏わる取組みにおいて、ダイバーシティを担保することがもっとも重要です。

まずダンス営業の「場」は、ナイトクラブはもちろんのこと、他にもカフェ、レストラン、バー等の飲食店、美術館やギャラリー等のアートスペース、ライブハウスや各種イベントスペース、さらには野外フェスなど、私たちの日常に幅広く多様な形で存在しています。

DJによる良質な音楽は空間をクリエイティブに演出し、飲食やアートに豊かな付加価値を与えます。飲食空間を単に食事をする場ではなく、ギャラリーを単にアートを鑑賞する場ではなく、ホテルを単なる宿泊施設ではなく、人々が集う交流の場、文化拠点に変えることができます。

また「場」の多様性に伴い 営業時間のニーズも日中から深夜まで幅広く存在しています。場や時間帯によって、店舗内の照度や音量も変化し、低照度かつ大音量の中で最先端の音響映像設備による演出を伴うナイトクラブや、会話が楽しめる程度の音量で明るく開かれたレストラン等でのカジュアルなダンスパーティなど様々です。

ダンスを楽しむ「人々」の層も多種多様です。ナイトクラブで最先端の音楽やダンス、あるいは人との出会いを楽しむ若者のほか、例えば、アフターコンベンションパーティでDJがリラックスした雰囲気演出するなか様々なアイデアを交換するビジネスパーソン、近年アンチエイジング効果が医学的に注目されているペアダンスのパーティを楽しむ年配の方々、子どもともに野外フェスを楽しむ家族連れ、ダンスコンテストなどに参加してスポーツダンスを競う青少年、ギャラリーでのレセプションパーティでDJによる音楽とともに最新のアートに触れる学生、さらにはオリンピック・パラリンピック正式種目入りが見込まれる車椅子ダンスの練習に励む身体障害者の方々など、子どもからお年寄りまであらゆる年代に、また障害者健常者関係なく、皆に楽しまれるということが、まさにダンス文化のもっとも大きな特徴とつ

ても過言ではありません。それゆえダンス文化推進議員連盟はダンス文化の潜在的な可能性は極めて多岐に渡ると提言したのです。

音楽やダンスは多くの「文化や産業」に派生し、影響を与えます。例えば、全世界的に定番の洋服デザインとして認知されているファッションの多くは、音楽やダンスを含む若者文化から誕生したものです。ファッションデザイナーはダンスパーティに集い、そのクリエイティブな音楽からインスピレーションを受け、時代の空気を感じ取り、先進的なデザインを創りだします。ファッションと音楽やダンスカルチャーを切り離すことはできません。他には、世界的人気を誇るポップアートやストリートアートなども音楽やダンスカルチャーなしには登場しえませんでした。

このような人を集める力を持っている活気ある「場」、そのような場に集う多様な「人々」、そのような場から発信される「文化や産業」が、都市のアイデンティティを有機的に形成していきます。

2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催を控える我が国の国際都市化や政府の成長戦略上、最重要視されているビジットジャパンやクールジャパンの取り組みを進めるにあたっては、この世界共通の文化であるダンスや音楽を中心としたエンターテインメントの重要性はより一層増しています。それゆえ規制改革会議は優先検討課題としてダンス営業規制の緩和を議論し、内閣は同会議の答申を受けて閣議決定をするに至っています。

(2) 営業内容ごとのきめ細やかな規制を

このようにダンスを用いた営業が多様である以上、当然ながら、その社会的リスクの程度に応じて、サービス提供施設や営業時間帯、営業内容等によって規制の内容や程度が異なってしかるべきです。

しかしながら、現行風営法は、設備を設けてダンスをさせ飲食させる営業を全て風俗営業と定義し、一律に強度の規制を課しています。

その結果、例えば、日中のレストランでカジュアルなダンスパーティを開催するにしても、風俗営業として店舗外からの見通しがあってはならないという風営法の規制に抵触する可能性があり、風営法が想定する社会的リスクを超えた実態にそぐわない規制内容となっています。多くのダンス産業の発展を抑止し、健全な産業や文化の育成を阻害してしまっているという実態があります。

またナイトクラブについても、午前0時以降(一部繁華街では午前1時)の営業は一律禁止されていますが、業態の性質上、深夜営業なしでの営業は成り立たず、事業者に対して無許可、あるいは許可を取得した上での時間外営業を強いているのが現状です。その結果、クラブ事業者が警察や地域との連携

をとるのを困難にしているなど、かえって風営法の目的を阻害しかねない状況を作成しています。

また常態としてダンス営業する以外でも、飲食店やギャラリー等での単発イベント、各種フェス等、常態として行わない営業についても規定がなく、グレー状態で営業しなければなりません。

このような健全なダンス文化産業の育成、また善良な風俗の保持等の風営法の目的実現の観点から、営業する場や時間帯、営業内容等に応じ、実態にそくした形で規制レベルを分け、規制を設けて頂きますよう要望する次第です。

3 多様な音楽ダンス文化推進の担い手としてのCMC

私たちはダンス文化推進議員連盟が中間提言で示されたコンセプトの実現を担い、ダンス文化の持つ文化面、経済面における潜在的な可能性を引き出し、世界の最先端に行く、魅力ある国際都市を主体的に形作るため、多種多様な業界によるオープンネットワークCMCを立ち上げるべく準備を進めており、すでに業界を超え多くの方々から賛同を得ております

CMCの参加メンバーには、音楽、ダンス、アート、映像、飲食、ファッション、メディアなど、クリエイティブなコンテンツ創出を担う業界やそれを国内外に伝えるメディア業界の方々。そして、各界の最前線で活躍するアーティストやDJ、ダンサー、プロデューサーたち。さらには、街づくりを担うデベロッパーやクリエイティブな活動をサポートする協賛企業、弁護士等の法律専門家などが集います。現時点での賛同者は賛同者一覧に記載しているとおりです。

様々な立場の方が各方面から集りますが、クリエイティブでフレッシュな感性こそが、文化や経済にイノベーションと成長をもたらすという共通の信念と、国内のみならず、グローバルに活躍してきた経験と実績を持つ、という共通項を持ち合わせています。

CMCはこのような多岐に渡るダンス文化のポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりに活用していくことを目指すネットワークです。これまでダンス文化を実践してきた各種団体や事業者、ダンサーやDJ等のアーティストと連携しつつ、業界を横断した多種多様なネットワークを活用し、新たな企業の参画を促し、音楽やダンス文化や関連産業のクロスオーバー化を推し進めます。市場を拡大し、多くの雇用を創出して、国の目指す成長戦略の実現に大きく貢献していきます。

また、日々の活動の中で培った海外とのネットワークや経験、グローバルな視点を十分に活かし、世界に通用する日本発の文化を育成し、世界に発信していきます。

このような活動は、単に東京に留まるものではなく、日本全国の各地域においても、CMCの理念に基づき積極的に展開します。CMCでは、そのための全国的なネットワークをすでに構築しています。こういった取組みが広がることで、東京と地方都市とが、地域の垣根を超えて連携し、相互に交流を促すことで、双方の文化、経済両面に相乗効果的な発展を実現していきます。

もっとも、先に述べたとおり、現行風営法は、ダンス営業を風俗営業と定義し、一律に強度に規制を課しています。その結果、風営法が想定するリスクが定型的に認められない健全なダンス営業や音楽を用いた営業を行うことすらも困難にしており、CMCに賛同している企業や団体などがダンスや音楽を活用することの大きな障壁になっています。

CMCは、ダンス文化推進議員連盟が示した中間提言のコンセプトを強く支持します。規制改革会議が目指すオリンピック・パラリンピックを控えた我が国の国際都市化や政府の成長戦略での音楽やダンスを含むエンターテインメントの活用を強く支持します。

そして、その実現のために最大限の協力を惜しまず、取組んでいく所存です。ここまで本要望書にて述べてきました通り、「既存のクラブ保護にとどまらない、より大局的な視点」をもって、「ダンス文化のポテンシャルを伸ばし、魅力ある街づくりのために活用」できる環境を今回の法改正によって作り出すことが重要であると考えます。それにより、はじめて、多種多様な企業やクリエイター達の積極的な市場への参画が可能となるものと考えます。

CMC賛同者一覧（平成26年7月24日現在）

<アート関係>

- ◎南條史生（森美術館館長）
- ◎小崎哲哉（REALTOKYO／REALKYOTO 発行人兼編集長／京都造形芸術大学大学院客員研究員）
- ◎畠中実（NTT インターコミュニケーション・センター[ICC]主任学芸員）
- ◎阿部一直（山口情報芸術センター [YCAM] アーティスティックディレクター／副館長）
- ◎小原啓渡（クリエイティブセンター大阪 / ディレクター）
- ◎大島賛都（関西・大阪21世紀協会チーフプロデューサー／学芸員）
- ◎甲斐賢治（せんだいメディアテーク／企画・活動支援室 室長）
- ◎佐藤守弘（京都精華大学デザイン学部長／教授）
- ◎木ノ下智恵子（大阪大学コミュニケーションデザイン・センター／アートエリアB1運営委員）
- ◎辰巳清（株式会社アミューズエデュテインメント代表取締役社長 / アミューズミュージアム館長）
- ◎川上俊（artless Inc. CEO&Founder）
- ◎橋本裕介（Kyoto Experiment プログラムディレクター／舞台芸術制作者オープンネットワーク理事長）
- ◎おかけんた様（よしもと芸人／「京都国際映画祭～映画もアートもその他もぜんぶ～」アートコーディネーター）

<アーティスト>

- ◎磨赤兒（大駱駝艦主宰・舞踏家・俳優）
- ◎大友良英（音楽家）
- ◎高谷史郎（dumb.type・美術家）
- ◎高谷桜子（dumb.type・マネージャー）
- ◎池田亮司（音楽家／美術家）
- ◎沖野修也（DJ／クリエイティヴ・ディレクター／執筆家）

<音楽関係>

- ◎山本幸治（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会[A.C.P.C.]常務理事）
- ◎ホステス株式会社

- ◎ディス株式会社
- ◎ビートインク有限公司
- ◎zelone records
- ◎オトトイ株式会社
- ◎宇川直宏 (DOMMUNE 代表)
- ◎小林資隆 (NPO 法人 Street Culture Rights 代表)
- ◎中川悠介 (アソビシステム株式会社 代表取締役)
- ◎株式会社ディスクユニオン
- ◎角張渉 (株式会社カクバリズム 代表取締役)
- ◎青江覚峰 (「向源」副代表/浄土真宗東本願寺派緑泉寺住職)

<デベロッパー>

- ◎河野雄一郎 (森ビル株式会社取締役 常務執行役員)

<メディア>

- ◎伏谷博之 (タイムアウト東京株式会社 代表取締役)
- ◎柏井万作 (株式会社 CINRA 取締役 / CINRA.NET 編集長)
- ◎大山卓也 (株式会社ナターシャ代表取締役)
- ◎鈴木哲也 (web magazine [honeyee.com / .fatale]編集長)

<アパレル>

- ◎トーガアーカイブス株式会社

<飲食、空間デザイナー>

- ◎佐藤俊博 (株式会社テーブルビート)
- ◎山本宇一 (有限会社テーブルモダンサービス/有限会社ヘッズ)
- ◎株式会社カクヤス

<建築・インテリア・ホテル>

- ◎鄭秀和 (有限会社インテンショナルリーズ代表取締役)
- ◎小澤弘視 (有限会社万両代表取締役)

<弁護士>

- ◎岩倉正和 (西村あさひ法律事務所、弁護士)

平成 26 年 7 月 29 日

警察庁 御中
風俗行政研究会 御中

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
専務理事 山田 淳

3号営業の規制改革について

当連盟では平成 10 年の風営法改正時から、法第 2 条第 1 項の 4 号や 3 号を文言通り読むと矛盾となってしまう様々なケースについて、何度もご相談させて頂きながら現実的判断で運営して参りました。

7 月 15 日に 4 号関係としてのヒアリングをして頂きました際に、3 号の規制改革についても要望させて頂きましたが、短時間でしたので、ここで、3 号改革についての補足を述べさせていただきます。

1 社交ダンス業界の存亡、活性化のために 3 号営業規制改革が必須であること

風営法のダンス規制は、当初「社交ダンス」が想定されていたと認識しております。そのため、海外では当然に存在する「通常の飲食店で社交ダンスもできるお店」は、日本ではほとんど実在しなくなっています。なぜならこのような店舗は「ナイトクラブ」と分類されてしまい、社交ダンスの世界では風営法 3 号違反になると説明されてきたこと、風営法の許可を取ると立地要件、面積要件、構造要件、資金融資制限、子どもの立ち入り禁止、風評被害、移行に数十日の営業停止など多くの弊害があること、その結果このような飲食店はこうしたリスクを忌避し現実的に存在できなかつたものと思われまふ。ビジネスとして実施するなら 1 号許可をとった本格的な大型ホール（法の表現としてはキャバレー）という形になったのではないかと推測しますが、その閉じられた独特の世界が若者には違和感で敬遠され、（もちろんそれだけではなく、健全と認められた「競技会・発表会とその指導」だけを社交ダンス団体が偏重したことが原因でもあります）時代から取り残され、残念ながら飲食を伴う営業はほとんど廃業に追い込まれている状況です。

従って、社交ダンスの 3 号営業では（グレーではありますが）教室やホテルでのパーティ、イベントなど、非常態での営業だけが「お目こぼし」として認められてきたに過ぎません。このまま推移してしまうと、一般の若者の生活から離れたまま愛好者の高齢化が進み、10 年後には残された愛好者数の 7～8 割を失う激減の可能性が高く、業界存亡の危機と考えられております。

ダンスが文化として原則として肯定され、少なくとも開かれた場所や明るい一般の飲食店において、昼間は何の制約もなく、全国各地で国民がダンスに触れられるようになることが急務と考えております。

2 社交ダンス以外のペアダンス業界にとっても 3 号営業規制改革が必須であること

一方、同じペアダンスの仲間でも、新興のサルサやアルゼンチンタンゴやブラジリア

ンペアダンスといった様々なダンス種が愛好されており、草の根的に振興されています。こうしたダンスが4号教師資格のしくみから漏れており、合法的には営業として教授できなかつたことは、今後に残る制度上の問題としてご説明させていただいた通りです。もともと、社交ダンス以外の健全なダンス営業までも風営法で規制されると理解されていなかった歴史もあると思いますが、これら新興のダンスが行われる場所は、「ダンスレッスン」として公民館の他、既存の一般飲食店やライブ音楽の入る飲食店などで、営業時間の早めの時間に指導を行い、その後はお客さんが飲食とダンスを楽しむ、といった形式が多く見られます。

こうした活動は、風紀上の問題がない健全な営業であるにもかかわらず、風営法の文言をそのまま読めば違法と言われる可能性があります。

愛好者が少ない間は教えるだけでは教師も生活ができず、ダンスの母国と同様に色々な場所で飲食をさせながらダンスを楽しませるという形態から収益を得られないと振興が困難であることは申し上げたとおりです。

また、フレックス制度や休日設定の多様化などによる深夜のフィットネスクラブやファミリーレストランが盛んになるなど、国民の生活様式も著しく多様化している中で、海外客を含めて夜10時過ぎから良い音楽と食事を求めて来客のあるサルサバーも多数あります。

実際行われている営業が健全であり、問題事例も皆無に近いと思われているところ、ダンスをさせているとして現在の状態が容認されなくなるとすれば、そうしたダンス種の生存の道は絶やされてしまう危機に直面し、大きな混乱が生じてしまいます。

3 社交ダンス等の飲食営業とナイトクラブ営業で必要な規制は異なること

社交ダンスと、サルサなど新興のペアダンスの3号営業問題とは、上記のように実態は逆でも、抜本問題は同じで、何とか解決されなければならない死活問題です。

これらは、いわゆる部屋を暗くして大音量で楽しむタイプのクラブとは異なる営業であることから、少なくとも全国各地の一般の飲食店に於いては、これらダンスが認められ、昼は明るく飲食店営業、夜は大人向きにダンスのできるバー営業、という営業形態が可能であるようにすべきと考えます。

風営法に鑑みて本当に規制しなければならない「遊興」や「ダンス」の営業形態を業界とともに想定・共有し、営業の切り分けや、リスクに応じた規制を設定することは現実に可能と思われますので、是非とも業界を含めた切り分け検討会議の設置をお願い申し上げる次第です。

4 ダンス営業が多様であり、様々な社会的価値を創造していること

一般論として、現在の日本でダンスを楽しむ人々の様態は実に多様です。飲食付きの社交ダンスは、リッチな高齢者層が多いためか慈善事業などの募金活動にも使われています。ナイトクラブで最先端の音楽やダンス、あるいは人との出会いを楽しむ人々もいれば、DJがリラックスした雰囲気演出するアフターコンベンションパーティーでアイデアを交換するビジネスパーソン、近年アンチエイジング効果が医学的に注目されている

ペアダンスをパーティで楽しむ年配の方々、子どもともに野外フェスを楽しむ家族連れ、ダンス競技会・コンテストなどに参加する子どもから高齢者、ギャラリーでのレセプションパーティで DJ による音楽とともに最新のアートに触れる学生、さらには東京 2020 オリンピック・パラリンピック正式種目入りが有力視される車椅子ダンスをされる身体障害者と健常者・役員関係者の方々など…。子どもからお年寄りまであらゆる年代に楽しまれるということと、多くの海外のお客様と言葉の壁を越えてコミュニケーションできることがまさにダンス文化のもっとも大きな特徴であり、それゆえダンス文化推進議員連盟も内閣府の規制改革会議もダンス文化の潜在的な可能性は極めて多岐に渡ると判断したと理解しております。

外国人観光客誘致として 2020 年までに 2013 年の 2 倍にあたる「2,000 万人」という政府目標を達成し、景気回復と雇用増大に向けた施策という意味でも、日本全国の力強い「街創り」のために、魅力的かつ健全な文化としての「ソフト」を構築して行くことが求められており、風営法のダンス規制については抜本的な見直しが必要とされているところと存じます。

5 「ダンス」という基準で規制を及ぼすことかえって風営法の目的を阻害すること

「ダンスをせる営業」というだけで、健全な営業まで全て規制対象という考え方について、法廷（一審）では明確に否定されたと理解しております。結審には至っていないものの、現時点での法改正に当たっては、この精神が無視されることなく、できるだけ生かす努力がされるべきと思量いたします。

不健全であったり地域に迷惑をかける営業を認めて欲しいと申し上げてはおりません。安全を確保する側のお立場として、例えば 0.1% の問題営業を集中的かつ効果的に規制・摘発する手段を講じることなく 99.9% の健全営業を含めて全て事前に規制してしまい、その中で現実に合わせざるを得ないので現場の判断でお目こぼしするという方法は、統一性・公平性・普遍性に欠け、当連盟を含む事業者側としては著しいリスクであり、またグレー・エリアを作り出すことから優良資本が逃げ、地下に潜る営業も出てきて保安上もかえって不安定となり、適切ではないと考えます。また、これではダンス産業本来の発展や複合的文化価値の創造を著しく阻害してしまいます。

6 営業形態とリスクについての分析を丁寧に行うべきであること

今回の法改正は、これまで述べてきたような問題点を解決し、グレーエリアを最小化し、問題の営業があれば適切にそれを排除し、健全なダンス関連産業を広く活性化して経済効果も上げようとするものと思料します。しかし一律に規制するなど改正の仕方によっては、少なくともここで述べている健全な社交ダンスやサルサ、ブラジリアンペアダンス、アルゼンチンタンゴなどの 3 号営業では、現在顕在化していない新たな規制を作り出すことになる可能性があります。これによって複合的文化的価値／産業の創造どころか、新興のダンスが壊滅的打撃を受けたり、社交ダンスの例でも述べたような愛好者激減問題で多くの失業者が出たり、深刻な問題になりかねません。ダンスの持つ文化的意味と広がりが高い視点で今いちどご展望いただき、営業形態とリスクについての分

析と、保安上問題が起こりそうなところでは防犯カメラなどによって解決できることや自主規制によって解決できることなど、それぞれのダンス営業シーンについてしっかりご相談させていただくお時間を頂きたいという趣旨です。

ダンスを普及・振興する多くの会員やダンス愛好者にとっては悲願でもあり、切実な問題ですので、趣旨ご賢察の上、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

草々

第2回 「風俗行政研究会」におけるヒアリング 補足資料

クラブに関する風営法改正案に対する所見

平成26年7月30日

御津^{みづ}連合振興町会

会長 阪上 護

はじめに

研究会において、地元の意見をヒアリング頂く機会を頂き、御礼申し上げます。
会議では時間の関係もあり、主に「地元で起こったことを具体的に」ご説明させていただきますが、この資料はそれを補足するものです。

御津^{みづ}連合は平成22年12月全国に先駆けてクラブの一斉摘発が実施された地域（通称 アメリカ村。以下アメ村と略記）を包含する自治会の連合で、域内には約730名の住民が住んでいます。私どもは、摘発前5年間に起こったこと、数年にわたる住民の実情を見聞きし、クラブ側との話し合いも行い、彼らの意見も聞き、いろいろと考えて参りました。
また、ダンス議連や国会の議論・クラブ関連裁判の動向・ネットでの様々な議論を読ませて頂く中で、感じることをまとめさせていただきました。

■クラブに関する風営法改正の方向性

- 1、深夜営業を可とする。(午前6時まで)
- 2、午前0時まで営業は届出制、それ以降の営業は許可制（ダンス飲食店営業を創設）
- 3、18歳未満の立ち入りは午後10時まで
- 4、面積要件を66㎡以上から9.5㎡以上に緩和
- 5、用途地域制限を緩和(カラオケ店並み?)

緩和の理由

- 1、制定当時の立法事実であった売春事犯の多発という事実は把握されていない
- 2、酔客・騒音等の問題はダンス特有のものではなく、個別の規制で対応可能
- 3、中学の体育教科への導入、多数のイベント開催等 ダンスの意義が変化
- 4、優良企業が参入を見合わせるなど、健全なダンス文化や関連産業の発展に支障になっている
- 5、オリンピックに向けて24時間楽しめる国際的な街に。景気浮揚にも貢献

著名音楽家等が発起人となりレッツダンス運動を展開し、署名16万人が集まりました。

私どもは、ダンスや音楽を振興しようという趣旨に反対するものではありません。

ただ、ダンスの自由とクラブ問題を同じ流れの中で判断することを危惧しているだけです。

クラブには、事業者の資質、背景にある収益構造・運営・組織、若者に及ぼす影響に関し、中学の体育教科などとは全く異なる問題を含んでいます。

■風営法の意義

風営法は昭和 23 年施行以来、当時の法に抵触しない形態をとってくる事業者に対して、“善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成”の観点から、問題がある事業形態に対して一定の制限をかけるために、時の良識ある方々が遂次追加してきた法律であると理解しています。

対象は、客ではなく、あくまで事業者です。

表現の古さ・整合性の点で複雑ではあっても、その歴史を軽視してはならないと考えています。また、「除外する」ということは、その事業形態が復活し、当時と同じ問題を引き起こす可能性を秘めています。

注)現風営法では、24 時規制(一部条例により 25 時)となっており、アメ村は条例により 25 時です。よって、以下の文中では、一般文脈では 24 時規制とし、アメ村の状況説明では 25 時規制と使い分けています。

■立法の理念

どのような立法に際しても、理念として、次の2つを最も重視して、検討がなされるべきだと考えています。

- 1、人に迷惑をかけない。(憲法第 25 条 「健康で文化的な最低限度の生活」 生存権など)
第 21 条 表現の自由 第 22 条 職業選択の自由の主張も、
他者の生存権を阻害する部分に目をつぶっては、義務・責任を伴わない権利のみの主張となります。
- 2、薬物、反社会的勢力、その他社会的不安要素の温床にならない。

■子どもが認識するクラブに関する5つの問題

- 1、大音量・重低音による騒音・振動
- 2、薬物流通の温床・風評被害
- 3、反社会的勢力とのつながり
- 4、若者のケンカ・トラブル、性的な事案の発生
- 5、店外でのクラブ来場者の問題

以下に、それぞれの問題についての実際に起こったこと、背景等について感じる所を記述します。

問題1 大音量・重低音による騒音・振動

■アメ村で起こった事実 1 (平成 22 年 12 月の摘発以前の4~5 年間)

チャラ箱、小箱と言われるクラブが、十分な防音・防振設備も持たず、バーのような店舗を「クラブ」と称し、深夜大音量で音楽を流す店が複数ありました。

* 深夜の、大音量の騒音、重低音独特の振動に、近隣住民が耐えかねて音を小さくするようにお願いにいても、「今、責任者がいないので対応できない」「店の決まりで音量が下げられない」。さらには「こんな場所に住んでいる方が悪い」「おっさん、しつこいよ…」と暴言をはく店も。

* 交番の警察官が「近隣から苦情が出ているから…」と注意に行っても、その時だけ音量を下げるものの、数時間後には元に戻る。翌日には元の木阿弥。警察官に「制服で来て、営業妨害だ！」と噛み付いてくる店もありました。

この繰り返しが続く。

当時の交番の出動回数はかなりの数に上ると思います。

* 市の環境局も、騒音の計測や、終夜騒音のデータを取れる計測器を貸してくれ、そのデータを元に、店舗に指導手続きを踏むも、結局紙切れだけの問題で、実効性はなし。

* 人間の耳では、どの音源が不快か明らかにもかかわらず、「複数店舗の騒音や暗騒音があり、明確な立証ができない」と、環境局もおよび腰になっていたケースもあります。

* ライブハウスを1日借りて、1夜のみイベントと称し(風営法すり抜け手法の一つ)、一晩だけ大音量を撒き散らしていく事業者もいました。(ヒット&アウェイ型)

その結果、住民の眠る権利(憲法 25 条 健康で文化的な最低限度の生活 生存権)が侵害された状態が、4~5年続き、警察も目に余ると判断し、摘発して頂いたというのが事実です。迷惑行為を速やかに抑止できない法律では意味がないと考えます。

唯一の、実効性のある法的根拠が、風営法による無届け営業、25 時規制違反でした。

■アメ村で起こった事実 2 (平成 22 年 12 月の摘発以降)

摘発前 アメ村では大小合わせて 20~30 店舗のクラブがありました。

(カフェ、バー等の名称で、小さなダンススペースを設けて踊らせていた店も含む)

摘発翌年の平成 23 年 6 月 クラブ経営者約 30 名と地元住民で話し合いが持たれました。「我々はダンスをするなど言っているわけではないし、営業を妨害しようとしているわけでもない。

ただ、「人に迷惑をかけない経営」をしてほしい。どの業種であれ、みんなそれを守っている。」と訴え、彼らも理解を示してくれました。

ただ、防音設備がないクラブは、摘発の余波で客足が遠のき、廃業に至った店もあります。設備がしっかりしているクラブ4~5店舗は、その後も営業を続けています。(現在 認可店7店)当初は25時規制を遵守していましたが、ジワジワと営業時間が延び、現在は25時を越えて営業している店もあります。

しかし、住民に配慮して営業してくれており、迷惑となる事案はあまり発生していません。私どもも杓子定規に「25時規制を守れ」と主張する気はありません。法律がどうであれ、「人に迷惑をかけない経営」をしてくれればよいと思っています。

しかし、摘発後3年が経過し、ほとぼりが冷めたと思ったのか、風営法緩和の流れを察知したのか、クラブまがいの事象者が進出を始め、悪夢の騒音問題がまた再発しつつあります。最近、新築された分譲マンションの住民が、近隣店舗の深夜騒音に耐えかねて退出するという事例も報告されています。

■夕子の悪い事業者 1

摘発前も、大箱(大きな店)のほとんどは、防音・防振設備を備え、騒音・振動に関する目立った実害はありませんでした。

小箱であっても、節度を持った音量で純粋にクラブミュージックを楽しむ場を提供しようと努力している事業者もいました。

彼らが、良識と節度を持ち、住民の苦情に耳を傾けて対応してくれるならば、何の法律も必要ありません。

しかし、野放図に風営法の24時規制を外す=“儲かる市場の復活”となり、十分な設備を持たず、違法すれすれの儲け主義を指向する夕子の悪い事業者が、雨後のタケノコのように乱立してくるのは目に見えています。

これが問題なのです。

そうなった時、誰が收拾の責任を持つのでしょうか。

繰り返しになりますが、その時住民の「眠る権利」を、法律はどのような即効性・実効性のある方法で守ってくれるのでしょうか？

■騒音規制法は、クラブに関しては実効性がない。

“騒音等の問題はダンス特有のものではなく、個別の規制で対応可能”

“騒音や振動は、風営法で取り締まる必要はない。別に騒音規制法などがある”という意見があります。

われわれの実感では、

「ダンス特有の問題ではないが、クラブ特有の問題を抱えている」と思います。

騒音規制法は、環境庁の管轄。地域では自治体の環境局、保健所です。

指導・監督するのは、一般の公務員であり、とてもタチの悪い事業者に対抗できません。

20万円程度の罰金(下記参照)では、彼らは必要経費と考えています。

平成22年摘発以前の事実が、騒音規制法が、住民・交番・公務員の労力を散々浪費しても、抑止力・実効性がなかったことを証明しています。

(参考)騒音・振動に関する大阪府条例

商業地域の夜間(午後9時から翌日午前6時)の基準値

騒音 55dB 振動60dB

拡声機の直下(敷地境界?)の地点から10メートル離れた場所で計測。

罰則 改善警告→改善命令→20万円以下の罰金

■どのような改正が必要か

1) 深夜の騒音・振動は「敷地から10メートルで測定」等の規定に加えて

「迷惑となっている者の建物、居室において何dB以下」という基準が必要だと思います。

店の裏に住居がある場合、同一ビル内に別居室・店がある場合など、現行の10メートル基準を満たしていても、迷惑者が眠れないならば、その店は他人の眠る権利を侵害しています。

迷惑者が「少しでも音がしたら眠れない」と主張できるのもおかしいので、

「居室において何dB以下」なら許容するという基準が妥当だと考えます。

特に重低音は独特の不快感があり、心理的・定量的に基準を再評価するべきです。

クラブの騒音・振動は、デモの拡声機のように広範囲にわたるものではなく、

近隣の数件に、「夜に眠れない」という精神的に厳しい被害を与え、

その特性は、他の騒音と異なります。

深夜の騒音は、確かにクラブだけの問題でなく、深夜営業する飲食店、カラオケボックス
その他あらゆる業種に適用されるべきものだと考えています。

ただ、クラブは「言っても聞かない」ので、騒音規制法では実効性がないのです。

逆に

① 周りに「迷惑と感じる人」がいなければ、騒音規制法で取り締まる必要もない。

クラブに対して

* 特区を設ける。

* 住民等地域の合意の元、騒音・振動に関して緩和する地域を設定する。

なども検討する価値があるかもしれません。

② 風営法で防音・防振の設備規定があるようですが、仮に設備要件を満たしていない店であっても、良識を持ち、周辺の迷惑に留意して適切な音量で音楽を流し営業しているクラブならば、設備規定を満たしている必要はないとも言えます。

小規模なクラブ事業者は、

「風営法の設備規定を満たすための投資費用がかかりすぎる。実質閉店しかない」

「音量・振動に留意するので、ダンスをさせてほしい」

「風営法の届出・許可は、設備投資のハードルが高く、結局ダンスを規制することになる」という主張をしています。

ハードルが高いと、結局無許可店が増える可能性があります。

風営法の設備規定は、「〇ルックス以上」(安全性の面)、「間仕切りは〇メートル以下」(個室化による性的事案回避)等の最低限の規定とし、そのかわり「迷惑となっている人の建物、居室において何dB 以下」を違反した場合は、厳罰にする。(「半年間の営業停止」)

大音量で多くの客を呼びたい店は、自主的に防音・防振設備を充実させます。

こじんまりやりたいバーやカフェ、時々パーティーなどでダンスをやる店も、風営法の許可を取っておき、相応の音量でやれば問題ないことになります。

2) 罰金ではなく「半年間の営業停止」

20万円程度の罰金では、抑止力になりません。

**「半年間の営業停止」は、大箱、小箱、それぞれの事業規模に応じた、
平等な抑止力を持ちます。**

イエローカード3枚(指導→勧告→命令)でレッドカード(半年間の営業停止)が、よいと思います。

小規模な店、十分な設備を持たない店でも、ダンスができる自由を認める代わりに、ルールを逸脱した場合は、厳罰でなければなりません。(権利と責任は一体)

「参入条件は緩やかに、違反は厳罰」が、バランスの取れた考え方ではないでしょうか。

3) 警察の管轄にするべき

店により、一般公務員が強制執行するには、及び腰になるケースがあります。

治安維持を目的とし、ノウハウもある警察主導で対応するべきです。

さらに、計測機器を携帯すれば、一般交番の警察官でもイエローカードを発行できるようにするべきです。

深夜、住民の要請で警察官が現場に駆けつけ、騒音・振動の迷惑度合いを認知しても、現行法では手を出せないのです。これが問題です。

一方、環境局の公務員は深夜の要請に、駆けつけてくれることはありません。

環境庁所管の騒音規制法は、良識のある事業者に対する抑止力にはなっても、夕子の悪い事業者には無力です。

問題2、薬物流通の温床・風評被害

■アメ村で起こった事実 3 (平成 22 年 12 月の摘発以前)

*クラブの出店・隆盛に呼応するように、合法ハーブ、脱法ドラッグ店が増加しました。日中は閉まっており、夕刻から開店し朝までネオンを煌々と点滅させて営業します。最盛期は 20 店舗を越えていました。

■アメ村で起こった事実 4 (平成 22 年 12 月の摘発以降)

*異臭事件

日中ですが、「隣のビルから、異臭がする。」という事件がありました。その証言者は「クラブでよく臭っている臭い」とも話してくれました。CD、雑貨販売と称して、実態は違法ハーブを販売している店があり、おそらく店内で店員が顧客がハーブ吸引をやった臭いが周囲に立ち込めたためであると思っています。そして期せずして、証言者の言葉がクラブ内で同様の行為が行われていることを明らかにしています。

*雑居ビルの玄関カウンターに、「常時 30 種類取扱 1G ¥1500 3G ¥4500 POWDER/LIQUID ALL ¥4500」などのフライヤー(小型チラシ)が数種類置かれていました。このビルでは、一般店舗の女性スタッフが、エレベータ内で、「目が充血して、トロンとした様子の人と いっしょになることがあり、気持ちが悪い」との証言もあります。

*平成 24 年 12 月 1 日 「大阪府薬物濫用防止条例」が施行されました。包括的な薬物取締強化の流れと、クラブ客数の減少とあいまって、20 店以上あったと思われる違法ハーブ店が施行後 8 店舗程度になりました。

*その後、不動産業者、ビルオーナー等に協力頂き、現在は3~4 店程度に減少しています。

*地域住民で、平成 24 年 12 月から翌 1 月にかけて、近隣の不動産業者62店を回り、新規出店者との賃貸契約書に「違法薬物等(従前合法ハーブ・脱法ドラッグ等と称されていたもの、向精神効果を有する同種の薬物、及び吸引道具等を含む。)を、所有・管理・所持・販売・仲介したときは、即時 契約解除する」との条項を追加するよう要望しました。

*平成 25 年 10 月 1 日 「麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律」が施行。現在、表面的には薬物に関する動きは沈静化しているように見えます。

*「クラブ 25 時規制により、アメ村は疲弊し沈滞している」と主張している人もいますが、それは一面的な見方です。逆に、クラブによる不祥事減少やドラッグ店の撤退により、大手・外資系の話題性のある店舗がアメ村に出店し、行列が並んでいる店もあります。

また、元全日本チャンピオンの社交ダンス教室、キッズダンススタジオ、ダンス用衣装販売店なども出店しアメリカ村は以前より活性化しており、子供や家族連れの来場者が増えています。

治安がよくなり、安全な街の復活によりアメ村本来の魅力ある街が戻ってきている状況です。つまり、景気がよくなっているわけです。

■クラブが薬物流通の温床になる可能性

「我々の店では、薬物なんて使用されたことはない。」

「クラブと薬物との因果関係を明確に立証する証拠はない」

という主張があります。

元より、すべてのクラブが薬物の温床だというつもりはありません。

薬物と無縁で、クラブ文化を愛し誠実にやっている経営者も知っています。

「明確な証拠がない」=すべてシロ ということにはなりません。

先述の「クラブで臭うような臭い」という証言、クラブ利用者の話を聞くと

クラブが薬物の温床になっていることは明らかです。

平成 21 年 8 月 クラブの DJ としても活動していた元アイドルが覚醒剤取締法違反で逮捕された事件もありました。

「薬物使用に関する全国住民調査」(平成 25 年 国立精神・神経医療研究センター)によると、一般の覚せい剤経験者は 0.5%、違法ドラッグ経験者は 0.4%です。

対して、「クラブイベント来場者における違法ドラッグの乱用実態把握に関する研究」

(平成 25 年 同センター)によると、クラブ来場者の違法ドラッグ経験者の割合は、

ハーブ系13.0% パウダー系1.6%、リキッド系 1.0%です。

一般調査に較べて、クラブ来場者のハーブ系は 32.5 倍の経験率となっています。

クラブがドラッグの温床となっている事実を証明する統計データです。

酒・音楽・ダンスというコンテンツにより深夜に若者が集う環境、

そこに薬物を流通させる意図で入り込む連中、

それを黙認するクラブ事業者 の総体が薬物流通の温床を形成しています。

24 時規制が撤廃された場合、これらプレイヤーの活動機会が大幅に増加します。

深夜の活動により、心のタガが徐々に緩み、「ちょっとやってみるか」と思ってしまう若者の数と、

そこにつけ入る業者が飛躍的に増えるという意味です。

「危険ドラッグは悪質化している。覚せい剤よりも毒性が強く、1度の使用で統合失調症(精神分裂病)と同様の症状を引き起こし、脳内神経伝達系に治癒不可能なダメージを与える」と精神科医の講演で聞いたことがあります。

若者の脳神経系に将来にわたり重篤な影響を与えてしまう薬物問題に関しては、まさに風営法の目的「善良の風俗と少年の健全育成」の出番なのではないでしょうか。

■薬物取締法の問題

平成 25 年 10 月の薬事法改正により、かなり多くの成分が禁止薬物と規定されたようですが、最近の池袋の自動車暴走事件では、それをすり抜けています。

イタチごっこの末、より毒性の強い、致命的な障害を与えるものが流通する危険性が高まっています。

さらに、現在の法律の取締対象は「製造、所持、譲渡、譲受、使用」などであり、「店内での使用や流通を黙認している店の責任」は問われることはありません。

飲酒運転に関し、平成 19 年 9 月の道交法改正により、「酒類を提供した飲食店」も罰則の対象となり、平成 7 年交通事故の死者 1 万人負傷者 92 万人だったものが、近年死者は 5 千人を切り、負傷者 77 万人程度に減少しています。

しかし、別の側面を見ると、地方の居酒屋・スナック等の経営不振、閉店、地域の活力の減退を犠牲にしています。(つまり、景気を悪くすることを覚悟で施行されています。)

薬物は、先述の「薬物使用に関する全国住民調査」によると、覚せい剤経験者 0.5%、違法ドラッグ経験者は 0.4%。人口 1.2 億人とする と 0.5% は 60 万人に相当します。交通事故のように、死者数の激減というインパクトはなく、潜在化しているので、明確で厳格な規制を取れず、成果が見えにくいのかもかもしれませんが、最近よく耳にする精神錯乱状態による第三者への危害(車の暴走等)に加え、幻覚や精神不安定状態は本人の人生を台無しにし、家族に長期的な負担強いることとなります。さらに、医療機関の負担を考えると、社会的コストは交通事故よりも大きいと思います。

飲酒における居酒屋と同じように、店内でのドラッグの使用や流通を黙認しているクラブに対して責任を負わせる法律がないと、クラブの薬物流通の温床という実態を抑止できません。

純粋にクラブ文化とダンスの楽しみを指向し、節度と、責任をもって経営している事業者ならば、この法律に、なんの文句も出ないでしょう。

「風営法で規制されている」から、「24 時規制がある」から、“優良企業が参入を見合わせるなど、健全なダンス文化や関連産業の発展に支障になっている”のではなく、薬物流通・ケンカ等の不穏な実績があるから

優良企業はクラブ事業に投資しないのです。

キッズダンス教室などには、すでに優良企業が参入しています。

危険ドラッグは、覚せい剤に較べて安価に入手できることもあり若者に流通しやすい。水際で防止し、温床となる可能性がある領域を排除していくことが、日本の将来にとって大切です。

薬物の依存性を考えると一旦拡がった後に鎮圧することは困難であり、多大な社会的負担が発生することは明らかです。

問題3、反社会的勢力とのつながり

クラブは、大箱(大きな店)では、700名収容程度の店があります。

男性は入場料 3000円 女性は原則 無料 これを店とオーガナイザ(イベント会社)が折半。
プラス 飲食代など。

特にVIPルーム(3万円程度)の利用がドル箱。 東京はVIP客が多いとのこと。

店は、女性客をVIPルームの客に紹介する。

概ね、このような収益構造のようです。(以上は、クラブ関係者から聞いた内容です)

500人×客単価 4000円=1日売上 200万円

各週末 8日間だけで、月 1600万円の売上。

深夜営業が可能ならば、大箱(数百人収容)なら数千万円の投資で、

年商 3億円から 10億円も可能な“儲かるマーケット”になります。(オーガナイザ分含む)

クラブ経営者の本音はここにあると思います。

レッツダンス署名や、“中学教科に導入でクラブ文化の意義が変わった”、“24時間楽しめる国際的な街に”
その他の美辞麗句でカモフラージュして、深夜営業を勝ち取ろうとしているように写ります。

酒 ・ 女性 ・ ドラッグ ・ 深夜 ・ お金 5つのファクターがそろっているクラブという業態に
反社会的勢力が触手を伸ばしている可能性は非常に高いと想像します。

私どもは、この辺の事情については、特別な情報を持ち合わせていませんが、
東京で摘発された店では、薬物の売人と称される人物が背後にいた事案があると聞いています。
平成 22年12月のアメ村の一斉摘発前、警察の方から、「この店だけは、やりすぎると
危険だから、あまりしつこく行かない方がいい」とアドバイスされた店もありました。

警察では、もちろん公開はできないと思いますが、いろいろな証拠を保持されていると思います。

抑止力を持たせるには、風営法の届出制、許可制により、店の所在、経営者の身元を
警察が把握することが有効だと思います。

問題4、若者のケンカ・トラブル、性的な事案の発生

■アメ村で起こった事実 5 (平成 22年 12月の摘発以前)

平成 20年 3月 大阪ミナミのクラブで暴行致死事件が起こる(厳密にはアメ村ではない)

平成 22年 1月 アメ村のクラブ内でのトラブルをきっかけに大学生が暴行を受け死亡

その他、傷害事件は多数発生。

■ケンカ・トラブル

日頃のストレスを発散し、ある種の解放された精神状態になることは、若者に限らず大人でもやっていることで、人間には必要なことだと思います。

若者が集い、酒を飲み、大音量の中、ダンスを踊る。
深夜遅くまでハイテンション状態が続き、精神が解放される。
クラブは、そういう時間を提供する絶好の場であるといえます。

繁華街ならどこでも、酔客によるちょっとしたケンカ・トラブルは日常茶飯事でしょう。
ただ、クラブは酒に加えて、大音量の音楽・ダンス・時にドラッグ、
さらに若者特有の勢い・社会的な自制心の緩さなど、一般酔客とは別の要因が加わります。
その違いが死亡事件にまで至らせる。

「1対100位で、リンチ的な事件が起こったこともある」「1対10位なら頻繁にある」
これは、クラブ関係者が話してくれたことです。

今の大人も若い時は、かなりのことをやった人も多くいるでしょう。
誰でも、多少危ない経験を通じて少しずつ大人になっていくのだと思います。
しかし、最近の若者の暴力事案は、抑止が利いていない。
暴走が甚だしく、残虐的な傾向が増加しています。

それでも、この領域は、若者の自己責任の問題、自業自得の問題かもしれません。
人に迷惑さえ、かけなければ…

■性的な事案

クラブおよびその周辺において、“売春事犯の多発という事実は把握されていない”のは事実だと思います。

また、“クラブでダンスをして、体が触れたか触れないか。音楽が享樂的か”というナンセンスな議論をするつもりはありません。

若い男女が集い、酒を飲み、大音量の中、ダンスを踊る。
深夜遅くまでハイテンション状態が続き、精神が解放される。
性的なことが起こる可能性が非常に高い環境が醸成されます。

店により、“女性客をVIPルームの客に紹介する”など、ナンパ箱、音キャバと彼らが称する店もあります。
“売春事犯の多発という事実は把握されていない”が、
「不純異性交遊の機会を創出する」、あるいは「その雰囲気を作り来場者を増やす」思惑を持って経営しているクラブがあるということです。

強姦は、いろいろな事情があり被害者が訴え事件化しているケースは少ないと思います。しかし、平成 22 年12月以前には「あのクラブの近くのビルで、昨晚強姦があったらしい」というウワサが流れたことはあります。

一般的には、強姦を受けた女性のトラウマは、薬物依存症と同様に本人の将来に大きな影響を与える可能性があり、たいへんな精神的負担を強いるケースもあります。

しかし、クラブに行き、男性と飲み・踊り・楽しみ、その後深夜に街を徘徊する。その先の危険は予見できる面もあります。

この領域も、女性の自己責任の問題。自業自得の問題かもしれません。

ただ、MDMA(エクスタシー)などのセックスドラッグが絡んでいるような薬物関連事案は、先述のように重大な問題を含んでいます。

問題5、店外でのクラブ来場者の行動 (奇声・ゲロ・立小便・器物破損など)

■アメ村で起こった事実 6 (平成 22 年 12 月の摘発以前)

問題4のケンカ・トラブル、性的事案は、言うまでもなく店外でも大きな問題です。

さらに、

*クラブ内のテンションをそのままに、店外でたむろし、大声で騒ぐ。

「サーキット」と称し、クラブをハシゴする。店の移動のため大勢で話しながら深夜の町中を歩き回る。

クラブに何とかしてほしいと頼んでも「外にいる限りクラブは関係ない」と開き直られる。

*「猿のような金きり声をあげる若者」

ただのハイテンションとは思えない、通常ではありえない奇声をあげます。

それにより住民は目が覚めて、屋外での喧騒や騒ぎ声が気になって眠れない状態になります。

これらは、騒音規制法では規制できません。しかし、騒音と同じ効果を住民にもたらします。

*屋外で CD ラジカセを大音量でかけて、暗くなったビルのガラスを鏡として踊る若者

*店外に出てきた若者による器物破損、ゲロ、立小便

*徐行するタクシーにわざと当たったり、ボンネット、屋根の上に飛び乗りおもしろがる若者

その他、これらに類する迷惑行為は、枚挙にいとまがありません。

金きり声、ゲロ、立小便、器物破損など、一つ一つは小さなことと映るかもしれませんが。

しかし、夜に目が覚めて眠れない・朝起きて家の前のゲロ、立小便など水を撒いて流す・数万円をかけて壊されたシャッターを修理する。そういう状況が地域の中で延々と続く。

住民や昼間の店舗に、そのような負担を強いる権利が、どのクラブにあると言うのでしょうか？

■アメ村で起こった事実 7（平成 22 年 12 月の摘発以降）

クラブの摘発以降は、この種の事案は激減しました。

おかげで摘発後の 4 年間住民は比較的平穏な夜を過ごせています。

それでも、いくつかの場所では住民にとって、不快、迷惑な行動は発生し続けています。

さらに、

クラブ閉店後、あるクラブのスタッフが女性とじゃれ合い、

御堂筋の道路分離帯の植栽で立小便をするという事例もありました。

この手の人たちが、いくら口できれい事をいっても、我々は信用する気になれません。

「摘発を受け、25時を越えて違法営業をしている」というある種の抑止力が利いている状況でさえこの有様です。

25時規制が撤廃された時には、彼らには抑止力がなくなり、周りの迷惑など全く無頓着に、自分たちの権利を主張し、自己都合で行動するようになるでしょう。

アメ村でも摘発直後は、クラブ数店が分担して域内の早朝清掃をしてくれていた時期もありましたが、すぐに立ち消えになってしまいました。

クラブ関連のホームページを見ると、「今日は、クラブ仲間が集まり地域清掃をしました」的なコメント付きで写真がアップされていますが、これはパフォーマンスだと感じます。

彼らが「パフォーマンスではない」と言うなら、「その後毎日続けているか？」と問いたい。

「人に迷惑をかけている」ということを真摯に受け止めているかどうかは、きれいな言葉ではなく日頃の継続した行動で判断されるべきものです。

5つの問題のまとめ

以上5つの問題について、摘発前に起こっていたこと、その後の動向、対応についての考えを述べさせて頂きましたが、実は問題1を除いて、共通項があります。

それは

「クラブ経営者に責任を問えない問題である」ということです。

店内、店外を問わず客が“危険ドラッグ”を使っても、クラブ経営者の責任を問える法律はありません。周辺にどれだけハーブ店が出店しても、彼らには関係ないことです。

ケンカ、暴行事件で人が傷つこうが死のうが、女性がレイプされようが、彼らに管理責任はないのです。

器物破損が街中で起こっても、毎朝ゴミやゲロで汚れていても、クラブに責任を問えないのです。彼らはそれを百も承知しているから、「外にいる限りクラブは関係ない」と開き直り、うそぶき、好き放題できるのです。

今、風営法改正が議論されているわけですが、
2～4の問題を根本的に解決できる方向性は示されていません。

改正の一番大きな要点である24時規制を解除した場合、2～4の問題は、飛躍的に増大します。
許可制の導入は、クラブ事業者に一定の抑止力が働きますが、
客の店外でのトラブル・ケンカ・性的事案・薬物流通・器物破損などには無力です。
元より市の迷惑防止条例なども実効性を持ちません。

クラブが費用を分担し、該当地域の交差点毎に終夜ガードマンを配置する位のことを
しなければ解決しない問題です。

**現風営法でも、薬物取締法でも解決できない問題が、すでに存在するにも関わらず、
深夜営業が野放図に可能になったら、一体どうなるのでしょうか？**

——その他の所見——

■シドニーの動向

レッツダンス運動の請願の中に「ドイツ・ベルリンのように国や市が、政策の一環としてクラブの活性化をはかり…」という記述がありました。

しかし、NHK 本年5月29日の報道によると、

オーストラリア シドニーでは、酔客による暴力が問題となり、繁華街・商業地区で深夜0時以降の酒・カクテルの提供が禁止なったようです。(観光客向けの主要なホテルやレストランは除外)

この2つの事象を詳しくリサーチし、その状況、起こっている事の実態を慎重に理解することが必要と思われます。

“オリンピックに向けて24時間楽しめる街、景気対策、規制緩和の流れ、文化振興”等の標語は理解できますが、「流れだから」と問題の本質を深く洞察しないで次のステップに行くのは危険です。現場の実態を把握し、緩和した場合に起こりうる問題を様々な角度から検討し、その対策を風営法改正と並行して進めなければ、取り返しのつかない状況が生まれます。

■アメ村のクラブの現状

先述のように、いくつかの店舗は25時以降も営業しています。

「25時まででは、とても営業が成り立ちません。摘発覚悟で深夜営業をしています」と窮状を話してくれます。

「来場者が少ないので、大きなケンカや問題も起きないです」とも言っていました。

最近では、「23時まででは入場無料！」等の看板を出すお店も出始めました。

集客力が落ちている証です。

来場者も摘発により25時以降は違法と理解し、「とばっちりを受けたら嫌だ」と来場を控えている影響もあると思われます。

音楽業界もCD等の売上が落ちている現状があり、クラブは、ミュージシャン、DJ、ダンサー等が食べていける市場を担っている面もあります。

■風営法44条団体

東京・大阪・京都の大箱クラブが、ナイト・クラブ協会、西日本クラブ協会などを設立し、風営法の許可を取り、団体の認可を取り、警察とも連携し、クラブ営業を節度あるものにしていこうと動き始めています。

パフォーマンスではなく、誠意を持ち自分たちの責任で問題を解決していこうとする団体ならば、とてもいいことだと思います。

ただ、団体はすべての事業者に加入を強制できるものではありません。

24時規制を撤廃した場合に、「タチの悪い事業者」が雨後のタケノコのように出店することを抑止できるものではありません。

——まとめ——

人に迷惑をかけない誠実なクラブが成長し、タチの悪いクラブは即退場というしくみ(法律)が理想だと思います。しかし、これまで述べた現実や5つの問題と課題を考える時、私どもの最終意見としては、

クラブに関して、24 時規制を はずすべきではない。 と考えます。

さらに、万一 24 時規制撤廃を風営法改正の内容に盛り込むとするならば、

5つの問題に対して実効性・即効性のある

法体系を並行して別途整備するべきである。 と考えます。

具体的には

- 1、騒音・振動に関して、
 - ① 迷惑者基準に切り替えるか、新設すること
 - ② 処罰規定を「半年間の営業停止」とすること
 - ③ 管轄を警察に移行すること
- 2、薬物、危険ドラッグの流通に関して
 - ①店舗側の「流通責任規定」を新設すること
 - ②薬物取締法(薬事法)を、新種ドラッグの脱法を許さず包括的、即効性のあるものにする
- 3、反社会的勢力とのつながりに関して
規模の大小、営業形態の違いを問わず、客にダンスをさせる事業者は、風営法の届出、許可、44 条団体等を、簡便かつ容易に申請できる基準とし、広く事業者を登録できるようにし、所在・経営者の身元を明らかにする。
同時に、無届事業者を即時摘発できる体制を作ること。
- 4、ケンカ・トラブル・性的事案に関して
広報等により、事例を若者に周知する取組みを促進し、
同時に若者に対して「自己責任」であることも認識せしめること。
- 5、店外での行動に関して
地域のクラブ事業者の組織化を義務付け、共同負担により深夜ガードマン等を配置し、清掃を行うこと。
または、当該地域の自治会等との安全・安心・環境浄化規定等を取り交わすことを出店条件とすること。

自由を享受するならば、それに応じた責任を負う法体系が、治安・善良の風俗・少年の健全育成のために必要ではないかと考えます。

以上 宜しくお願い申し上げます。